

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【会社名】	株式会社ノジマ
【英訳名】	Nojima Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 野島 廣司
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番3号 クイーンズスクエア横浜タワーB 26階
【電話番号】	050(3116)1212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼代表執行役専務 三枝 達実
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 249,682,000円 (注)1. 本募集は、平成22年6月19日開催の当社第48回定時株主総会の決議及び平成22年8月6日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭の払い込みを要しないことから0円とします。 また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	3,932個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年8月15日から平成22年9月13日まで
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ノジマ 人事総務部総務グループ
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成22年9月14日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券は、平成22年6月19日開催の当社第48回定時株主総会決議及び平成22年8月6日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。

2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の取締役、執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対して割り当てられます。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	8名	400個
当社執行役員	5名	210個
当社従業員	468名	2,251個
当社子会社取締役	8名	210個
当社子会社従業員	209名	861個
合計	698名	3,932個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、当社普通株式の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	393,200株 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。 但し、(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は以下のとおりとします。 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。但し、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。 但し、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金249,682,000円(注) (注)本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成25年8月7日から平成27年8月6日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ノジマ人事総務部総務グループ(又はその時々における当該業務担当部署) 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要するものとします。但し、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。 2. 新株予約権の相続はこれを認めません。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p> <p>2. 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <p>(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に決定します。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2. (3)に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の2に準じて決定します。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>(8) 新株予約権の取得の事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

2. 行使価額の調整

割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

- (3) 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。

- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

4. 新株予約権の行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となります。

5. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合において、上記(注)1.に規定する算式により付与株式数が調整され、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1	発行諸費用の概算額（円）（注）2	差引手取概算額（円）
249,682,000	2,000,000	247,682,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、ノジマグループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的としてストックオプションを付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該行使の決定が、将来の行使期間における各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、手取金は、当社の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、当該行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第48期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第48期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、平成22年6月24日付で臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

当社第48回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役12名選任の件

取締役として、野島廣司、三枝達実、鈴木勲、石坂洋三、山内渉、木村喬、星名光男、松嶋英機、仙波昂、梅津武、中村俊樹及び五味康昌を選任する。

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任する。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				
野島 廣司	148,377	180	0	可決(79.67%)
三枝 達実	148,374	183	0	可決(79.67%)
鈴木 勲	148,351	206	0	可決(79.66%)
石坂 洋三	148,292	265	0	可決(79.63%)
山内 渉	148,186	371	0	可決(79.57%)
木村 喬	148,370	187	0	可決(79.67%)
星名 光男	148,237	320	0	可決(79.60%)
松嶋 英機	148,357	200	0	可決(79.66%)
仙波 昂	146,336	2,221	0	可決(78.58%)
梅津 武	146,300	2,257	0	可決(78.56%)
中村 俊樹	146,343	2,214	0	可決(78.58%)
五味 康昌	146,326	2,231	0	可決(78.57%)
第2号議案	148,444	99	15	可決(79.71%)
第3号議案	147,190	1,368	0	可決(79.04%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

3 最近の業績の概要について

平成22年8月6日開催の取締役会において決議された第49期第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び第49期第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)に係る四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,451,708	7,017,202
受取手形及び売掛金	9,325,583	11,986,881
商品及び製品	21,145,360	17,999,859
原材料及び貯蔵品	5,175	6,214
繰延税金資産	916,813	531,426
未収入金	3,526,240	4,666,787
その他	782,747	466,730
貸倒引当金	14,262	15,715
流動資産合計	39,139,365	42,659,386
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,684,176	4,684,452
工具、器具及び備品（純額）	1,560,433	1,454,988
土地	3,480,949	3,480,949
その他（純額）	53,765	42,935
有形固定資産合計	9,779,324	9,663,326
無形固定資産		
のれん	88,233	96,363
ソフトウェア	315,782	326,996
その他	58,629	13,655
無形固定資産合計	462,645	437,015
投資その他の資産		
投資有価証券	495,878	567,323
繰延税金資産	271,329	396,563
敷金及び保証金	5,636,167	5,767,351
その他	359,806	379,182
貸倒引当金	24,501	33,954
投資その他の資産合計	6,738,680	7,076,465
固定資産合計	16,980,650	17,176,807
資産合計	56,120,016	59,836,194

(単位:千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,954,806	19,146,396
短期借入金	800,327	142,656
1年内返済予定の長期借入金	2,363,860	2,302,050
1年内償還予定の社債	125,000	125,000
未払金	2,046,888	2,425,256
未払法人税等	289,714	956,340
ポイント引当金	1,903,756	1,815,362
本部移転費用引当金	-	46,867
その他	2,227,917	3,224,759
流動負債合計	26,712,269	30,184,688
固定負債		
社債	875,000	875,000
長期借入金	5,745,597	6,021,322
販売商品保証引当金	1,355,641	1,267,827
役員退職慰労引当金	139,103	138,562
退職給付引当金	1,169,422	1,138,722
資産除去債務	21,267	-
負ののれん	1,943,281	2,245,003
その他	728,522	746,547
固定負債合計	11,977,836	12,432,985
負債合計	38,690,105	42,617,673
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,323,175	4,323,175
資本剰余金	4,241,384	4,241,373
利益剰余金	9,771,691	9,556,185
自己株式	953,218	953,120
株主資本合計	17,383,033	17,167,613
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,202	19,490
評価・換算差額等合計	8,202	19,490
新株予約権	38,674	31,415
純資産合計	17,429,910	17,218,520
負債純資産合計	56,120,016	59,836,194

(2) 四半期連結損益計算書
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	33,989,032	42,827,915
売上原価	27,827,679	34,836,527
売上総利益	6,161,352	7,991,388
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,224,456	1,622,116
貸倒引当金繰入額	6,727	-
給料手当及び賞与	1,970,751	2,497,389
役員退職慰労引当金繰入額	2,364	2,068
退職給付引当金繰入額	38,921	45,594
地代家賃	995,418	1,195,014
減価償却費	223,201	300,466
その他	1,833,101	2,219,638
販売費及び一般管理費合計	6,294,942	7,882,287
営業利益又は営業損失()	133,590	109,101
営業外収益		
受取利息	7,886	6,762
仕入割引	303,798	382,759
負ののれん償却額	301,722	301,722
その他	30,837	40,482
営業外収益合計	644,245	731,726
営業外費用		
支払利息	49,385	43,194
社債利息	60	1,427
その他	31,799	4,052
営業外費用合計	81,245	48,674
経常利益	429,409	792,153
特別利益		
投資有価証券売却益	950	191
投資有価証券評価益	75,749	-
貸倒引当金戻入額	-	1,793
本部移転費用引当金戻入額	-	12,013
訴訟損失引当金戻入額	375,416	-
特別利益合計	452,116	13,998

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
特別損失		
固定資産除却損	23,994	825
投資有価証券売却損	9,061	-
投資有価証券評価損	-	54,545
減損損失	3,726	2,510
店舗閉鎖損失	27,896	1,200
子会社株式売却損	22,271	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	203,669
その他	2,650	541
特別損失合計	89,599	263,292
税金等調整前四半期純利益	791,926	542,859
法人税、住民税及び事業税	230,004	430,255
法人税等調整額	33,437	252,425
法人税等合計	196,567	177,829
少数株主損益調整前四半期純利益	-	365,030
少数株主利益	565	-
四半期純利益	594,793	365,030

[次へ](#)

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	791,926	542,859
減価償却費	247,394	320,408
減損損失	3,726	2,510
のれん償却額	8,129	-
負ののれん償却額	301,722	301,722
退職給付引当金の増減額(は減少)	37,637	30,699
ポイント引当金の増減額(は減少)	30,057	88,393
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	655,416	-
販売商品保証引当金の増減額(は減少)	78,653	87,814
受取利息及び受取配当金	14,252	13,658
支払利息	49,385	43,194
有形固定資産除却損	23,994	-
投資有価証券売却損益(は益)	8,110	-
投資有価証券評価損益(は益)	75,749	54,545
子会社株式売却損益(は益)	22,271	-
売上債権の増減額(は増加)	710,628	2,661,297
たな卸資産の増減額(は増加)	3,131,849	3,144,461
未収入金の増減額(は増加)	-	1,140,547
仕入債務の増減額(は減少)	1,442,107	2,191,590
その他	1,161,497	1,374,825
小計	436,530	2,053,985
利息及び配当金の受取額	14,545	13,639
利息の支払額	25,249	31,179
法人税等の支払額	691,711	1,226,277
営業活動によるキャッシュ・フロー	265,885	3,297,803
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,500	-
有形固定資産の取得による支出	537,797	440,532
無形固定資産の取得による支出	34,205	65,510
投資有価証券の取得による支出	14,380	-
投資有価証券の売却による収入	14,265	-
投資有価証券の償還による収入	30,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	7,566	-
敷金及び保証金の差入による支出	178,878	135,585
敷金及び保証金の償還による収入	39,181	62,577
貸付金の回収による収入	826	-
その他	513	8,494
投資活動によるキャッシュ・フロー	689,539	570,557

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	542,500	657,671
長期借入金の返済による支出	255,950	213,915
社債の償還による支出	10,000	-
自己株式の取得による支出	250,276	87
自己株式の売却による収入	6	-
配当金の支払額	177,633	142,302
財務活動によるキャッシュ・フロー	151,353	301,366
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,106,778	3,566,994
現金及び現金同等物の期首残高	5,014,685	6,943,445
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	9,205	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,898,701	3,376,450

(4) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(5) セグメント情報

〔事業の種類別セグメント情報〕

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

「家電商品及び関連商品の販売並びにこれらの商品の工事、修理」の事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%であるため、記載を省略しております。

〔所在地別セグメント情報〕

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

〔海外売上高〕

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

〔セグメント情報〕

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当社は、当第1四半期連結会計期間において、平成22年5月10日開催の取締役会決議に基づき、149,523千円の剰余金の配当を行っております。

その結果、当第1四半期連結会計期間末において利益剰余金が9,771,691千円となっております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第48期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月21日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 車田 英樹 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、ポイントカードの会員に対し発行したポイントについては、従来、発行時に費用計上していたが、当連結会計年度より将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月12日開催の取締役会において、ストックオプション（新株予約権）の付与及び自己株式の取得を決議している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社バンテックとの間で、平成21年6月1日に係争事件の和解が成立している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ノジマの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ノジマが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月21日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 車田 英樹 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストック・オプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ノジマの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ノジマが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 車田 英樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は、ポイントカードの会員に対し発行したポイントについては、従来、発行時に費用計上していたが、当事業年度より将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月12日開催の取締役会において、ストックオプション（新株予約権）の付与及び自己株式の取得を決議している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社バンテックとの間で、平成21年6月1日に係争事件の和解が成立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 車田 英樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストック・オプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。